

(平成22年9月29日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

滋賀国民年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年3月

厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成6年4月1日であるのに、国民年金被保険者の資格喪失日が同年3月31日とされており、これは役場の記入ミスである。納付した同年3月の国民年金保険料は還付されたことになっているが、その記憶は無く、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る記録について、オンライン記録により、厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成6年4月1日、国民年金被保険者の資格喪失日が同年3月31日となっていることが確認できるとともに、同記録によると、「厚生年金等加入」との理由により、申立人の当時の住所、支払通知書作成年月日、還付金額、振込支払先金融機関名及び口座番号が記載され、同年12月15日に還付決定されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間について、申立人は国民年金の強制被保険者であり、オンライン記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたこと等が認められることから、申立期間の保険料が納付されたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年7月から同年10月まで
: ② 平成9年3月

平成7年2月から同年6月までが納付済みとなっているのに、なぜ、同年7月から同年10月までが申請免除になっているのか理解できない。夫と同様に国民年金保険料を納付しているはずである。また、9年3月が未納になっているが、絶対に納付しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はどちらも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったと考えられる。

申立期間①については、オンライン記録によると、平成7年5月31日に免除申請が行われ、8年1月22日に7年6月から同年10月までの免除の処理が行われたことが確認できるところ、日本年金機構A事務センターは、「当時、免除申請を5月に行ったのであれば、免除承認は前月の4月から1年間行われる。なお、保険料納付が困難であれば市町村の国民年金窓口において免除制度を教示することとなるが、免除申請期間であっても可能であれば納付するよう説明したはずである。」と回答している。

また、B市は、「当時、免除申請が行われた場合であっても、申請免除の処理が行われるまでは毎月納付書を送付していた。」と回答している。

これらのことから、申立人に係る平成7年度の保険料の免除申請手続は取られていたものの、この事務処理が終了した平成8年1月22日まで納付書が送付されていたことがうかがわれ、当該免除申請期間に含まれると考えられる 7

年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立期間①についても、申立人は送付された納付書により引き続き保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られたことから、記録の誤りが生じる可能性は低い上、申立人及びその夫は、保険料の納付方法、納付金額等について聴取しても覚えていない旨回答しており、その状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月10日から平成6年5月12日まで

A社における支払給与額と標準報酬月額との間に差があるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から、平成4年3月から6年4月までの期間の給与支払明細書、昭和60年、61年、平成2年、4年及び5年分の給与所得の源泉徴収票、昭和61年度から63年度までの期間、平成2年度及び4年度から6年度までの期間の市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書が提出されている。

これらから、申立期間のうち、平成4年10月及び同年11月については、申立人の所持する給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否

かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年3月から同年9月までの期間及び同年12月から6年4月までの期間については、申立人の所持する給与支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、4年6月、同年8月及び同年12月は、オンライン記録の標準報酬月額と一致し、その他の期間は、オンライン記録の標準報酬月額より高額ではあるものの、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同年3月から同年9月までの期間、同年12月から5年7月までの期間及び6年1月から同年4月までの期間は、オンライン記録の標準報酬月額と一致し、5年8月から同年12月までの期間はオンライン記録より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和60年1月から62年12月までの期間及び平成元年1月から3年12月までの期間については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づき当時の料率を乗じて算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額は、給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額及び市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書の社会保険料の金額と、ほぼ一致することから、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成4年1月及び同年2月については、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づき当時の料率を乗じて算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額に、申立人が給与支払明細書を所持する同年3月から同年12月までの期間の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を加えた金額は、同年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額及び平成5年度(平成4年の収入が記載されたもの)の市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書の社会保険料の金額と、ほぼ一致することから、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和53年8月から59年12月までの期間及び、63年1月から同年12月までの期間については、申立人及びその同僚共に当該期間の給与支払明細書等を保管しておらず、A社は、平成6年2月28日に解散していることから、申立人の当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、当該期間について申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和53年8月から平成4年9月までの期間及び同年12月から6年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月31日を50万円、同年12月27日を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成15年7月及び同年12月の給与明細書、及びA社が「当時の給与資料等は残っていないので、確認することができないが、申立人が所持している給料支払明細書は間違いなく当社が発行したものであり、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月は50万円、同年12月は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該給与明細書には、賞与の支給日が記載されていないが、A社の回答及び申立人の供述内容から判断して、申立期間①に係る賞与の支給日は、平成15年7月31日、申立期間②に係る賞与の支給日は、同年12月27日であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を納付していないと回答していることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正11年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月25日から同年9月1日まで

A社B出張所から同社C支店に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者台帳、健康保険組合適用台帳及び同社の回答などにより、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年9月1日にA社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る事務手続の誤りと考えられると回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年4月4日、資格喪失日は22年3月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年4月から同年12月までを180円、22年1月及び同年2月を480円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月4日から23年5月1日まで

A社B工場に、昭和21年4月4日に入社し、2年ぐらい勤務した後、23年4月ごろに退職した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年4月4日と記録されているが、資格喪失日の記録がない。資格喪失日を23年5月1日であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された在籍証明書及び「退社名簿」により、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月4日から22年3月25日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が当該事業所において被保険者資格を昭和21年4月4日に取得し、22年1月1日に標準報酬月額が改定された旨の記録が確認できるものの、資格喪失日に係る記録が無い上、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されておらず、当時の社会保険事務所の申立人に係る記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年4月4日、資格喪失日は22年3月26日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年4月から同年12月までを180円、22

年1月及び同年2月を480円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年3月26日から23年5月1日までの期間については、A社B工場から提出された「退社名簿」により、申立人の当該事業所における退職日は、22年3月25日であったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人の当該期間の勤務に係る記憶は不明確である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和22年3月26日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 919

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 4 月まで

我が家の家計はすべて妻が行っている。申立期間についても、妻には国民年金保険料の納付記録があり、妻は、自分の保険料だけ納付して、夫の分を納付しないということは絶対に無いと言っている。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 8 月から再び同被保険者資格を取得する前月の 61 年 4 月までの期間であるが、同期間に係る国民年金の再加入手続等についての申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳を確認しても、申立期間に係る再加入の記録は無い上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の始期である昭和 60 年 8 月において、申立人の妻は、本来、任意加入被保険者から強制加入被保険者に種別変更をすべきであるが、種別変更に係る届出が確認できない。

加えて、申立人の妻は、「納付書があれば必ず納付している。」と証言しているが、申立期間は未加入期間であることから申立人に係る納付書は発行されない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 920

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年11月
② 平成14年3月

20歳当時から、母が、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料の支払を就職するまで継続してくれた。厚生年金保険からの切替えの際も、母が私の国民年金の手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間も同じように手続等をしてくれていたので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金の資格取得の手続が行われた形跡が見当たらず、国民年金については、未加入期間である上、同月内に複数の年金制度が存在する場合は、その月末に加入している年金制度をその月の被保険者期間とすることから、平成13年11月26日の申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得により、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となるため、申立人が、国民年金被保険者となり得る期間ではなく、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人が、申立期間当時に居住していたA町は、「同月内に国民年金被保険者資格の喪失があった場合、納付書を作成していなかった。」と回答している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録では、平成15年7月8日に納付書が作成された記録があることから、少なくともこの時点までは、保険料が未納であったものと考えられる上、それ以後に当該期間の保険料が納付された形跡も見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、記憶も曖昧であり、申立人等が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られたことから、記録の誤りが生じる可能性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月13日から57年4月1日まで

昭和56年4月から57年3月までA事業所のB課に非常勤職員として勤務し、給与約20万円から毎月約5,000円程度の厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の在職証明書及び同事業所が保管する人事資料により、申立人が申立期間において同事業所に非常勤職員(臨時職員)として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所の人事担当者は、「非常勤職員には、嘱託職員と臨時職員の区分があり、当時は、臨時職員の厚生年金保険への加入は無かった。また、当時の臨時職員の給与は、7万円程度であった。」と回答している。

また、A事業所が保管する昭和50年4月1日から59年3月31日までの期間に係る非常勤職員社会保険加入者名簿には、申立人の氏名は記載されておらず、嘱託職員と表記された者のみ記載されていることが確認できる。

さらに、上記の非常勤職員社会保険加入者名簿に記載されている者のうち、申立人と入社時期が近い10人に照会した結果、回答があった7人は、いずれも「自身は嘱託職員であった。」と回答している上、このうち、4人は、臨時職員は厚生年金保険に加入しない取扱いであった旨回答しており、3人は、自身が嘱託職員になってから厚生年金保険に加入した旨回答している。

加えて、A事業所において昭和55年9月1日から57年6月1日までに資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年9月1日から平成4年4月29日まで

私は、申立期間、A社にB待遇で勤務し、毎月40万円から45万円の給与を受け取っていたが、標準報酬月額として記録されているのは34万円から38万円である。

給与明細書があるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年9月から4年3月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書に記載された給与支給額によると、申立人が主張するとおり、当該支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給与支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和63年9月から平成2年8月までの期間については、申立人から当該期間に係る給与支払明細書は提出されておらず、当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できないものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と、直後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから判断して、当該期間においても、申立人が給与か

ら控除された保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している可能性が高いものと考えられる。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等は、保存期間経過のため現存していないと回答しており、当時の同僚からも、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超える額を控除されていたとする証言は得られない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

滋賀厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 28 年 3 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 28 年 3 月 5 日から 31 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所への入社日は、中学校を卒業後の昭和 28 年 3 月である。」と主張している。

しかし、A 事業所は、昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の最終的な吸收合併先である B 事業所の総務担当者は、「二度の合併により当時の関連資料は引き継いでいないため、申立人が在籍していたかどうかは分からぬが、当時は、厚生年金保険の資格取得については、採用後一定期間経過後に行っていたようだ。」と回答している。

また、A 事業所に申立人と近い時期に勤務していた同僚二人も、「厚生年金保険の資格取得については、入社後、一定期間経過後であった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、「A 事業所の次の勤務先である C 事業所に続けて勤務したように思うので、昭和 31 年 3 月 31 日まで同事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人の定年時の勤務先である D 事業所から提出された人事記録によると、申立人は、昭和 31 年 2 月 11 日付けの辞令により C 事業所の事務補助員を命じられており、同日以後は申立てに係る A 事業所ではなく、既に C 事業所で勤務していたことが認められる。

なお、当該期間に係るC事業所における厚生年金保険の適用状況について、E社F支社に照会したが、これを確認できる資料や証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人のA事業所における退職日及び当時の同僚に係る記憶は定かではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。